

NEWS

Club

M&A

第96号

有限会社の承継について

ファーマ行政書士事務所

くめ
桑

まさはる
昌治

2025年7月30日発行

有限会社の承継について ～知っておきたいポイント～

経営者にとって、会社の未来を左右する事業承継は非常に重要な課題です。特に「有限会社」として事業を続けている場合、その承継には特有の留意点があります。現在の有限会社は、法的には「特例有限会社」として存続しており、株式会社とは異なる側面を持つため、計画的な準備が不可欠です。

A. 有限会社とは

有限会社は、2006年5月1日に施行された会社法により、現在は新規に設立することができません。それ以前に設立された有限会社は、会社法施行に伴い、「特例有限会社」として存続しています。これは、かつての有限会社の概念が株式会社の概念に置き換えられたためです。

特例有限会社は、株式会社と同様の会社形態として扱われますが、旧有限会社法の規定が一部残っているため、いくつかの特徴があります。

旧有限会社法の主な特徴（会社法施行前）と現在の特例有限会社での扱い：

- ・ **最低資本金:** 旧法では有限会社は300万円、株式会社は1,000万円が必要でした。会社法施行後は最低資本金制度が撤廃され、株式会社は1円から設立可能となりました（特例有限会社は、もともと300万円以上の資本金があるので、この制度撤廃の影響はありません）。

- ・ **取締役の人数:** 旧法では有限会社は1名以上、株式会社は3名以上でしたが、特例有限会社は引き続き1名で足りるとされています。

取締役の任期: 旧法では有限会社に任期制限がありませんでしたが、株式会社は原則2年（非公開会社は最長10年まで延長可能）でした。特例有限会社は、任期に制限がないというメリットを維持しています。このため、役員の重任登記などの手続きや費用を削減できます。

・ **取締役の任期:** 旧法では有限会社に任期制限がありませんでしたが、株式会社は原則2年（非公開会社は最長10年まで延長可能）でした。特例有限会社は、任期に制限がないというメリットを維持しています。このため、役員の重任登記などの手続きや費用を削減できます。

・ **取締役会・監査役の設置:** 旧法では有限会社は取締役会が設置不可で、監査役は任意設置でした。特例有限会社でも、監査役の設置は任意ですが、取締役会は設置できません。

・ **決算公告義務:** 株式会社には決算公告義務があるのに対し、旧法では有限会社にありませんでした。特例有限会社もこの義務がありません。

・ **株式の譲渡制限:** 特例有限会社の全ての株式には譲渡制限が設定されており、定款を変更してもこの規定を廃止することはできません。このため、特例有限会社は実質的に「譲渡制限株式会社」となります。

・ また、特例有限会社では、旧有限会社の「社員」が「株主」に、「社員総会」が「株主総会」に、そして「持分」が「株式」にそれぞれ変わっています。

B. 有限会社の相続について知っておきたいポイント

経営者が亡くなった場合、特例有限会社では以下のポイントを知っておくことが重要です。

1. 相続の対象となる財産とそうでない財産

○相続の対象: 特例有限会社の「株式（持分）」は相続の対象となります。

○相続の対象とならないもの: 会社の資産（不動産、設備など）や経営権は、会社に帰属するものであり、個人が直接相続するものではありません。経営権は株式の保有割合や役員への就任を通じて行使されるものです。

2. 相続時の主な手続き

○遺産分割協議: 株式を含む遺産を分割するため、相続人全員で協議を行い、遺産分割協議書を作成します。

○株主名簿の名義書換: 株式を承継した場合は、会社の承認を得た上で株主名簿の書換手続きが必要です。特例有限会社は株式譲渡制限があるため、会社の承認なしに名義書換を請求することはできません。

○経営権の変更手続き: 新たな経営者が役員に就任するための手続きです。

○相続税の納付: 株式の評価を行い、相続税を計算して、被相続人の死亡から10ヶ月以内に税金を納付する必要があります。

3. 株式の価値算定 事業承継においては、株式の適正な価値算定が不可欠です。譲渡制限株式の評価方法には、主に以下の3つがあります。

○純資産価額方式

○類似業種比準方式

○配当還元方式

これらの評価には専門的な知識が必要なため、税理士などの専門家への相談を強くお勧めします。

C. 承継時に知っておきたいポイント

特例有限会社の事業承継の方法は、基本的な部分では株式会社と大きく変わりませんが、特例有限会社特有の留意点を踏まえる必要があります。

主要な承継方法：

1. 親族内承継

○Pros:

- ・会社の内外の関係者から理解を得やすいため、承継後の混乱が少ない傾向があります。
- ・後継者の早期選定が可能で、長期的な後継者教育の期間を確保しやすいです。

○Cons:

- ・親族内に経営者の資質や意欲を持つ人物がいない場合、この方法が困難になります。

2. 親族外承継（役員・従業員への承継）

○Pros:

- ・後継者候補の選択肢が広がり、優秀な人材を選べる可能性が高まります。
- ・年会社に貢献してきた従業員が後継者となる場合、経営方針や文化の一体性を保ちやすいです。

○Cons:

- ・後継者に株式取得のための資金が不足している場合があります。

個人保証の引き継ぎを拒否されるなど、後継者が承継を拒否する可能性もあります。後継者の強い意志が重要になります。

3. M&Aによる外部への承継

○Pros:

- ・親族や社内に後継者が見つからない場合でも、幅広い候補者から買い手を探すことができます。
- ・経営者が会社を売却することで、まとまった資金を得られる可能性があります。

○Cons:

- ・経営者の希望条件に合う買い手を見つけることが比較的難しい場合があります。
- ・親族内承継や親族外承継に比べ、承継後の経営の一体性を保つことが困難になることがあります。

特例有限会社の事業承継における注意点：

- ・上場（IPO）ができない: 特例有限会社の株式はすべて譲渡制限が付されており、この制限を廃止できないため、証券取引所への上場はできません。IPOは事業承継の一つの手法ですが、特例有限会社では選択肢になりません。
- ・社会的な信用度: 株式会社と比較して、経営の透明性や旧法下での最低資本金の低さなどから、社会的な信用度が低く見られる可能性もゼロではありません。

D. まとめ

有限会社の承継は、単なる名義変更だけでなく、会社の将来を左右する重要なプロセスです。特例有限会社特有の法的な規定や、資金調達、組織運営、税務など、多岐にわたる専門知識が求められます。

円滑な承継を実現するためには、早期からの計画的な準備と、税理士、弁護士、司法書士、行政書士などの専門家と連携することが不可欠です。これらの専門家は、株式の評価、法的手続き、適切な承継方法の選択、税務対策など、承継プロセスのあらゆる側面であなをサポートしてくれるでしょう。

事業承継は、まるで一本の木を別の土壌に植え替える作業に似ています。根付いていた場所から新しい場所へ移す際には、木の性質を理解し、適切な土壌を用意し、丁寧に植え替え、そして新しい環境で成長できるよう手入れを続ける必要があります。特例有限会社の承継も同様に、会社の特性を理解し、最適な後継者を見つけ、法的な手続きを適切に進めることで、新たな環境で会社が持続的に発展していくための基盤を築くことができるのです。

もし具体的なご質問やお困りのことがあれば、当事務所までお気軽にご相談ください。

薬事法務コンサルタント・行政書士 桑 昌治

ファーマ行政書士事務所

URL: <https://pharma-office.com/>